

令和8年度厚木市自治基本条例推進委員会第1回会議 会議録

- 1 日 時 令和8年5月26日（火）午後5時から6時30分まで
- 2 場 所 厚木市役所第二庁舎16階 会議室B
- 3 出席者 厚木市市民協働推進委員6人
市民交流部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、市民協働推進係主査、主任、主事補
- 4 傍聴者 なし
- 5 案 件
 - (1) 自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針（案）について
 - (2) 令和8年度市民参加手続の報告について
- 6 配付資料
 - (1) 次第
 - (2) 【資料1】自治基本条例見直し（総点検）の流れ及びポイント
 - (3) 【資料2】厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針における見直し対象規定（案）
 - (4) 【資料3】厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針（案）
 - (5) 【資料4】厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に係る市民アンケート集計結果
 - (6) 【資料5】令和8年度市民参加手続対象行為一覧（実施）
 - (7) 【資料6】令和8年度市民参加手続対象行為一覧（省略）
- 7 会議の内容
 - (1) 自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針（案）について

【事務局】

資料1～3に基づき説明

【委員】

自治会の加入率は、年々下がっているという認識でよろしいか。少しでも上がって

いるなど、良い状況になっていないのか。

【事務局】

自治基本条例が制定された平成 22 年の加入率は、約 7 割でしたが、現在は約 5 割となっています。近年、毎年約 2 ポイントずつ低下しており、自治会の加入率が上がることはない状況です。

【委員】

見直しの方針（案）は、市民アンケートの結果の他に何を基に作成したのか。

【事務局】

前回の見直し以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果、4 月に行った市民アンケートの結果、庁内の各部署に意見照会をした結果を基に作成しました。この三つを踏まえて、見直しの考え方について事務局案を示しています。

【委員】

第 8 条について、子どもの「子」と障害の「害」の平仮名表記は、国レベルで決まっているのでは。

【事務局】

子どもの「子」については、こども基本法で平仮名表記となっています。
障害の「害」については、法令用語などは漢字で表記していますが、本市ではできる限り平仮名で表記することとしています。

【委員】

第 23 条 法令遵守の逐条解説が見直しの対象となっているが、具体的にはどのようなことか。

【事務局】

第 23 条の解説に、「議会及び市長等は、法令により与えられた権限を行使することから、当然のこととして法令等を遵守しなければなりません。そのためには、議会を構成する個々の議員や市長等を補佐する市職員が法令等の遵守の意識を高めることが重要です。」と記載されていますが、市職員も法令を遵守することは当然のことであるため、書き出しを「議会、市長等及び市職員は」に変更するなど、記載内容を

検討する必要があると考えています。

【委員】

「市長等」には、市職員は含まれていないということか。

【事務局】

そのとおりです。

【職務代理】

資料1の見直しの流れについて、本日の会議はどのフェーズに該当するのか。

【事務局】

見直しの方針（案）について御意見をいただくのが本日の会議の趣旨です。

【職務代理】

第40条まで一つ一つ見ていくのか、全体を大まかに見るのか。

【事務局】

見直しの具体的な内容については、6月の諮問の後に、改正が必要かどうかを含めて議論していただきます。本日は、見直しの対象とする条文が資料2で示した事務局案の内容で十分か、他に見直した方がよい規定があるかなどについて御意見をいただきたいと思っています。

【事務局】

本日は、資料2の内容について御意見をいただき、資料3の内容については、持ち帰って確認いただき、御意見があれば後日御提出いただくという形でいかがでしょうか。

【委員】

了承

【委員長】

第7条について、意見はあるか。

【委員】

私は見直しに前向きな考えです。「参加」という言葉は、協働でまちづくりを進めていこうとか、参画から更に市民が深く入り込むようなことを意味しているのではないかと思うが、単にイベント等への参加と捉えられがちである。アンケート結果からも、受け止め方の多様化が表れていると思うので、「参加」という表現に焦点を当てた見直しが必要だと思う。

【委員】

「参加」というと見返りを求めるようにも取れる。率先してまちづくりに参加するような方向性で考えたい。

【委員】

第11次総合計画でも、市民の関わり方として、協働と共創を前面に押し出している。自治基本条例にも取り入れる必要があるのではないかな。

【委員長】

改正に前向きな意見が出ているが、改正する際は議会にかけるのか。

【事務局】

市民参加手続を行った上で議会にかける。

【委員】

市民アンケートでは、10.5%が見直すべきと答えているが、この値は高いのか。

【事務局】

他の項目と比べると高いです。

【委員】

高いのであれば、見直した方がよいと思う。現実的には高齢化が進み、地域での活動が難しくなっているなので、その状況を変えることと、子どもたちに自治が大事だということを学校としても地域としても教えていくことが大事だと思う。

【職務代理】

アンケートの結果をみると、自治基本条例を知っている人は10%ほどで、条例の認知度が低い中、見直すべきと答えた人の割合が10%というのは、とても高い割合

とは思えない。そもそも自治基本条例を知らない人が多いのだから、アンケートの意見を全て拾う重要性はそれほど感じない。

【委員長】

本日、見直しの対象として決めたとしても、改正不要とすることも可能か。

【事務局】

可能です。

【事務局】

市民アンケートの結果をみると、委員の皆様からの御意見のように、もっと積極的な文言に変えた方がよいという意見がある一方で、まちづくりへの参加に消極的な御意見があることも御承知おきいただければと思います。

【委員長】

第7条について、見直しの対象としてよろしいか。

【委員】

異議なし

【委員長】

第8条について、意見はあるか。

【委員】

子どもの定義が自治基本条例と子ども基本法で異なっていることについて、見直しの必要があると考える。その結果によって、子どもの表記をどうするかが決まってくると思う。

【委員】

子どもが社会に参加することは大前提だと思っているが、それをSNSが阻害していると思う。まちづくりに参加する方向性を作り出さないといけない。現在の社会状況を踏まえた見直しが必要。

【委員】

学生の犯罪が増えており、世の中が荒れていると感じる。市民アンケートの結果で

も、学ぶ権利を追加したらどうかと意見があるが、学校だけでなく、社会で小さい頃から教育することが非常に大事な時期に入ってきていると思う。

また、子どもの「子」は、以前から平仮名表記ではないか。

【事務局】

本市では、これまで漢字で表記するのが一般的でした。

【事務局】

子どもの定義や子どもの権利は、子どもの権利条約を引用しているため、条約との関係性も含めて今後検討が必要であると考えています。

【委員長】

第8条について、見直しの対象としてよろしいか。

【委員】

異議なし

【委員長】

第32条、第33条について、意見はあるか。

【委員】

自治会加入率の低下は非常に大きなテーマだと思う。加入者が増えればよいわけではなく、住んでいる地域に責任を持つことが重要。議論を重ねて良い方向性を見つけていければよいと思う。

【委員】

コミュニティ団体には、自治会のほか、ボランティア団体も含まれているが、自治会に責務を押し付けられているように見えてしまい、受け入れられないという問題があるように思う。

デパート的に何でもする自治会は縮小の方向に行き、自分たちのやりたいことだけをやる専門性のある自治会やその他の団体が生き残り、その団体を育てることが必要ではないかと思う。デパート的な自治会は減るが、専門性のある団体を増やして全体的にカバーしていく方向をとらざるを得ないのではないかと考える。

【委員長】

庁内各部署からの意見で、自治基本条例に自治会に関する条文を追加すべきとあるので、見直しが必要と考える。

条文を追加するというのは、第32条、第33条を改正するのではなく、新たに自治会に関する規定を設けるということか。

【事務局】

庁内での意見としては、そのようなことになります。

【職務代理】

議論が自治会にとらわれすぎているのではないか。自治会やコミュニティの在り方が変わることがこの条文に組み込まれていないのが問題だとすると、従来の自治会の代替となるコミュニティも含めて議論し、条文に組み込んでいくという考え方で議論をスタートしなければいけない。

【委員】

この問題は、この委員会だけでなく、議会や自治会連絡協議会などでも議論していかなければならないと思う。自治会だけでなく、民生委員や子ども会など、地域で役員を担う人がいないことが大きな問題であり、若い人が地域の活動に関心がないことが要因になっている。

【委員長】

第32条、第33条について、見直しの対象としてよろしいか。

【委員】

異議なし

【委員長】

逐条解説について、意見はあるか。

【職務代理】

単なる法律の改正に伴う見直しについては、議論の必要はないと思う。

【事務局】

逐条解説の見直しについては、ほとんどが用語の修正ですが、内容について検討が

必要なものとして、第14条と第23条があります。

第14条については、市職員はサービスの宣誓をしなければならないと記載していますが、サービスの宣誓をしなければならないのは一般職の職員のみのため、補足説明が必要と考えています。

第23条については、先ほど説明したとおりです。

【委員】

サービスの宣誓の件については、どの時点で気付いたのか。

【事務局】

今回の見直しに当たって庁内に意見照会したところ、職員課から指摘があった。

【委員長】

逐条解説は、議会にかける必要はないか。

【事務局】

そのとおりです。

【職務代理】

第17条は、人材育成基本方針の職員像が変わったからということか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員長】

前文については、どのような理由か。

【事務局】

令和7年度に、新たに日本非核宣言自治体協議会に加盟したため、これに関する記載を追加するということです。

【委員長】

逐条解説は、案に出ている九つ全てにおいて見直しの対象とすることでよろしいか。

【職務代理】

第8条について、子どもの定義を変えるか変えないかにかかわらず、逐条解説で理由を説明する必要があると思うので、見直しの考え方にその旨を追加する必要があると思う。

【委員】

異議なし

【委員長】

資料3について意見がある場合は、事務局に連絡してほしい。

【事務局】

御意見がある場合は、6月5日（金）までをお願いします。

(2) 令和8年度市民参加手続の報告について

【事務局】

資料5～6に基づき説明

【委員】

自治基本条例の見直しについて、アンケートの結果、条例を読んだことがない人が約9割だったことを考えると、意向調査として有益だったのかという疑問が生まれる。必要な手続数を満たしていても、例えば、意見交換会を開催すれば自治基本条例について周知する機会になるので、そういったことも積極的に推進するよう今後考えていただきたい。

【事務局】

今回のアンケートは、自治基本条例を知っていただくことも目的の一つとして実施しました。見直しの結果、条例改正することになった場合は、制定時と同様の市民参加手続を行うことになっています。

【職務代理】

省略のNo.10 について、職員定数が減るのであれば、サービス品質への影響はないのか。他自治体で定数を減らした結果、サービス品質が低下して市民満足度が大幅に下がる事例が見受けられる。

【事務局】

定数は増える方向です。

【委員長】

本日の案件は、全て終了となります。進行を事務局にお返しします。

(3) その他

【事務局】

次回の会議は、6月30日（火）午後5時から開催します。

後日、開催通知をお送りします。

(4) 閉会

【事務局】

以上をもちまして、本日の会議は終了します。